

令和2年4月24日



守山市 記者提供 資料

担当部署 都市活性化局 商工観光課
 担当者 伊藤、村上
 電話 077-582-1131
 FAX 077-582-1166

新型コロナウイルスに係る経済対策 令和2年度守山市住宅・店舗改修助成の実施について

新型コロナウイルス感染症の長期化による市内経済への影響緩和と地域経済の活性化対策として、住宅・店舗改修工事を行った住宅の所有者等に対して、予算の範囲内において緊急的に住宅および店舗改修費用の助成を行います。

**対象工事費 50 万円以上（消費税抜き）で
 補助率 10%で最大 30 万円の助成**

助成対象者	市内に住所を有し、市税等を滞納していない者
助成対象となる住宅	市内に存する住宅
助成対象となる店舗	小売業、一般飲食店、洗濯、理容・美容およびこれに類する業 をしている中小企業者または個人事業主
施工業者	①「市内に本社または本店を有する法人」 ②「市内に事業所を有する個人」

契約および引渡し

令和2年5月1日から令和2年12月28日までに工事請負契約を締結し、
 令和2年5月1日から令和2年3月31日までに引渡しを受けたもの

【特徴】

- ・内装工事、外装工事、住宅設備工事、エコリフォーム工事、バリアフリー改修工事などの通常リフォーム工事を対応
- ・【NEW】外構工事（車庫・インターフォン取付・フェンス・テラス設置など）
- ・【NEW】造園工事（給水栓、ウッドデッキ、植栽、生垣など）

※ただし外構工事、造園工事でも対象外あり

申請受付	令和2年6月1日から令和3年3月31日まで（土日祝日除く）
要項等の配布	令和2年5月15日から市役所または守山商工会議所で配布 市HPでもダウンロード可

